

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
翌日発行)

目次

- ◆ 告 示 牛の気腫疽等の予防注射の実施
土地改良事業の認可(二件)
開発行為に関する工事の完了
公有水面の埋立ての免許の出願
- ◆ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆ 公 告 行政書士試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百九十六号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、気腫疽及び炭疽の予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十

六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和五十四年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

気腫疽及び炭疽予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鳥取県の区域において飼育している牛で昭和五十四年九月一日以後放牧しようとするもの

四 実施の期日

昭和五十四年八月二十七日から昭和五十五年三月三十一日まで

五 注射の方法

気腫疽 気腫疽予防液皮下注射

炭 疽 炭疽予防液皮内又は皮下注射

鳥取県告示第六百九十七号

大栄町から申請のあった町営土地改良(大栄(思案橋)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第

五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百九十八号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(大栄(下坂)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年十月十九日 鳥取県指令受都計第三百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市小篠津町及び新屋町(二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町一、六〇〇番地

境港市土地開発公社

理事長 安田貞栄

鳥取県告示第七百号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課、鳥取県土木部港湾課及び鳥取県鳥取港湾事務所にて備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

ア A地区

鳥取市賀露町字中瀬ノ一 七三二番地一五から字中瀬ノ三八一〇番地二までの地先公有水面

イ B地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番地三及び一三九〇番地二六六地先公

有水面

ウ C地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番地二八四に接する国有海浜地地先公

有水面

(二) 区域

ア A地区

次の①の地点から⑬の地点までを順次に直線で結んだ線、⑮の地点と⑯の地点とを結ぶ高水位(D・Lプラス一・八五七メートル。以下同じ。)における公有水面と陸地との境界線、⑯の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点から㉒、㉓、㉔の地点を経て①の地点に至る昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受

河第75号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス一・八五七メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 鳥ヶ島灯台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一

一分一二秒。以下「A地点」という。)から一一七度

二分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から八八度〇一分四九秒五二・二〇メートル

の地点

③の地点 ②の地点から一五六度一〇分三四秒一八・二二メートル

ルの地点

④の地点 ③の地点から二六九度二五分三三秒四四・三〇メートル

ルの地点

⑤の地点 ④の地点から一六〇度一二分四九秒七八・八四メートル

ルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から九八度四九分二一秒五四・八九メートル

の地点

⑦の地点 ⑥の地点から一五六度一五分三四秒八五・七八メートル

ルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一五五度四〇分三八秒九七・七六メートル

ルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一五三度五六分五七秒一〇五・二二メートル

トルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一五三度二五分三四秒九九・八九メートル

ルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一五二度二一分二四秒一〇三・九〇メートル

トルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一五二度〇〇分三〇秒一〇三・五九メートル

トルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一五〇度四〇分〇六秒一〇四・二三メートル

トルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一四八度二九分五三秒一〇一・七八メートル

イ B地区

- ⑮の地点 トルの地点
- ⑮の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートルの地点
- ⑯の地点 トルの地点
- ⑯の地点から三〇四度三五分二秒三七二・八五メートルの地点
- ⑰の地点 トルの地点
- ⑰の地点から六三度三七分一〇秒六三・八四メートルの地点
- ⑱の地点 トルの地点
- ⑱の地点から三三三度三七分一〇秒三四・九〇メートルの地点
- ⑲の地点 トルの地点
- ⑲の地点から六三度三七分一〇秒三・四〇メートルの地点
- ⑳の地点 トルの地点
- ⑳の地点から三三三度三七分一〇秒三八〇・〇〇メートルの地点
- ㉑の地点 トルの地点
- ㉑の地点から二四三度三七分一〇秒三・四〇メートルの地点
- ㉒の地点 トルの地点
- ㉒の地点から三三三度三七分一〇秒三〇・〇〇メートルの地点
- ㉓の地点 トルの地点
- ㉓の地点から六三度三七分一〇秒三・〇〇メートルの地点
- ㉔の地点 トルの地点
- ㉔の地点から一五三度三七分一〇秒一九・〇〇メートルの地点
- ㉕の地点 トルの地点
- ㉕の地点から九四度四九分五一秒五〇・〇〇メートルの地点

次の⑳から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受港第5号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス一・八五七メートルにより決定)及び㉑の地点と㉒の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、㉑の地点から㉒の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く

- ⑳の地点 トルの地点
- ⑳の地点から一二六度二二分〇〇秒一、〇六九・五〇メートルの地点
- ㉑の地点 トルの地点
- ㉑の地点から二六九度二九分三〇秒一二九・八六メートルの地点
- ㉒の地点 トルの地点
- ㉒の地点から三〇四度三五分四五秒二三六・八四メートルの地点
- ㉓の地点 トルの地点
- ㉓の地点から八九度三二分一〇秒三二三・六三メートルの地点
- ㉔の地点 トルの地点
- ㉔の地点から一七九度二九分三〇秒一一・二一メートルの地点
- ㉕の地点 トルの地点
- ㉕の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メートルの地点
- ㉖の地点 トルの地点
- ㉖の地点から一八九度〇七分〇二秒七三・六九メートルの地点
- ㉗の地点 トルの地点
- ㉗の地点から二七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メートルの地点
- ㉘の地点 トルの地点
- ㉘の地点から一二度二四分〇二秒五五・八八メートルの地点

ウ C地区

の地点

次の③⑤の地点から③⑧の地点までを順次に直線で結んだ線、③⑧の地点から③⑨の地点を経て④⑩の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位(D・Lプラス〇・三八七メートル)における公有水面と陸地との境界線、④⑩の地点から④⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び④⑫の地点と③⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

③⑤の地点 A地点から一一三度一四分〇〇秒五八七・五〇メートルの地点

③⑥の地点 ③⑤の地点から八三度一九分二五秒三四八・二四メートルの地点

③⑦の地点 ③⑥の地点から一五七度五五分五八秒一一六・三八メートルの地点

③⑧の地点 ③⑦の地点から一五七度五三分四三秒七〇・六三メートルの地点

③⑨の地点 ③⑧の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メートルの地点

④⑩の地点 ③⑨の地点から二四四度四五分〇〇秒二五三・二三メートルの地点

④⑪の地点 ④⑩の地点から三五七度一一分一六秒二二四・八〇メートルの地点

④⑫の地点 ④⑪の地点から八七度一一分一六秒七・〇〇メートルの地点

(二) 面積

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字松林七三一番地二地先から同町字中瀬ノ三八一〇番地二まで並びに同市浜坂字東浜一三九〇番地二七七、一三九〇番地四、一三九〇番地二六五、一三九〇番地三、一三九〇番地二六六、一三九〇番地二二三及び一三九〇番地二八四の陸域並びに一三九〇番地二八四に接する国有海浜地並びにこれらの地先公有水面

(二) 区域

次の⑦の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、⑧の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

⑦の地点 A地点から三二度一八分一五秒四〇二、七八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一一四度三八分二五秒二一四・九三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二〇四度五八分二六秒二七七・一五メートルの地点

- ㊦の地点 ㊦の地点から一七七度一分一六秒一六六・五〇メートルの地点
- ㊧の地点 ㊧の地点から九四度三一分二八秒二三七・八八メートルの地点
- ㊨の地点 ㊨の地点から八三度一九分二五秒三三五・一三メートルの地点
- ㊩の地点 ㊩の地点から一五七度五四分五〇秒二七四・〇五メートルの地点
- ㊪の地点 ㊪の地点から一五七度三〇分一六秒一二七・一二メートルの地点
- ㊫の地点 ㊫の地点から一五六度〇六分〇四秒二七三・五〇メートルの地点
- ㊬の地点 ㊬の地点から一五二度五六分一〇秒四一一・〇一メートルの地点
- ㊭の地点 ㊭の地点から一四九度四二分一三秒二〇六・一六メートルの地点
- ㊮の地点 ㊮の地点から一四六度五六分三九秒二二六・五〇メートルの地点
- ㊯の地点 ㊯の地点から三一二度三分三八秒一九五・三五メートルの地点
- ㊰の地点 ㊰の地点から三〇八度一六分〇一秒二〇五・〇六メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から三〇三度三二分五四秒一四七・七三メートルの地点

- ㊲の地点 ㊲の地点から三一八度一五分二六秒五三六・七〇メートルの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から三〇一度四分三一秒六七四・三五メートルの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から二六八度〇三分一五秒八五・六〇メートルの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から三三九度三九分〇〇秒一五三・八二メートルの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から三五六度四五分五四秒一五九・二〇メートルの地点
- ㊷の地点 A地点から一一七度二八分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から一五六度三四分一八秒二五〇・〇〇メートルの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から二四七度四九分五一秒三八・三一メートルの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から三三三度三七分一〇秒三五・〇六メートルの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から二四三度三七分一〇秒一三・〇〇メートルの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から三三三度三七分一〇秒三・〇〇メートルの地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から二六九度二九分三〇秒一三一・六〇メートルの地点

⑦の地点 ⑧の地点から三五九度二九分三〇秒一九六・〇〇メートルの地点

(三) 面積

六三三・二三九・六六平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地、港湾関連用地、緑地、道路用地及び護岸敷

五 出願年月日

昭和五十四年八月十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和五十四年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十四年八月十七日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 選挙をきれいにする国民運動推進強調月間の設定について

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和54年 8月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

昭和54年10月14日(日) 午前9時20分から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験の方法により行う。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課（電話0857—26—7057）に照会すること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
 - (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
 - (3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者
- 4 受験願書受付期間
昭和54年8月27日（月）から同年9月25日（火）までとする。
なお、郵送による場合は、昭和54年9月25日（火）までに到着したものに限り。
- 5 受験手続
- (1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証する書面及び写真（出願前1年以内に写した上半身脱帽名刺型のもの）を添えて、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。
 - (2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。
なお、郵便によつて受験願書を請求する場合には、おて先を記載し、50円切手をちよう付した返信用封筒を同封すること。
 - (3) 受験願書を提出した者に対しては、受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。
- 6 試験手数料及びその納付方法
- (1) 行政書士試験手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部に貼り付けること。この場合、消印をしないこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】